

清のひとこと——大島清 忠次展を開く！！



伊奈町の町名の由来になった伊奈忠次を広く知っていただくために、去る12月10日から25日まで、総合センターにおいて、初めて「伊奈忠次展」を開くことができました。

この展示会を開くにあたって、資料提供には田中家をはじめ大勢の方にご協力をいただき感謝申し上げます。また、伊奈家とゆかりのある川口市・茨城県つくばみらい市からも多くの資料をご提供いただき、併せて感謝したいと思います。

約2週間にわたり開催したこの展示会にお越しいただいた方は延べ377人にのぼり、多くの方に伊奈家ならびに忠次の活躍をご理解いただけたことと思います。

そして、展示会最終日の12月25日には、伊奈

家ゆかりの地である川口市の奥ノ木信夫市長、つくばみらい市の小田川浩市長と私がパネラーとなり、高崎経済大学名誉教授の和泉清司氏をコーディネーターに迎え、パネルディスカッションを開催しました。

川口市は、忠次の次男である忠治が赤山城を拠点に、忠次亡き後、関東一円の治水・水田開発・河川改修等を行ったこと、つくばみらい市も忠治による大きな功績が残っていることがわかりました。合併前のつくばみらい市は、忠治にちなんで「伊奈町」と名付けられており、我が伊奈町と同じであることが理解できました。

両市とも伊奈家に関わる寺や神社そして資料がたくさん残されており、今後さらに、2市1町で連携をして伊奈家の顕彰をしていくことを確認できたことは大きな成果であったと思います。

12月定例議会

令和4年12月定例議会は、11月29日に開会し、令和4年度一般会計補正予算など町長提出の議案等27件を原案どおり可決し、12月13日に閉会しました。

主な町長提出議案

- 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて＝人権擁護委員の茂木洋一氏と齋藤和郎氏の任期が令和5年6月30日で満了となるため、後任として本多昇氏と大熊康雄氏を推薦する案を提出し、適任とされました。
- 公平委員会の委員の選任について＝公平委員会の委員の馬橋繁氏の任期が令和4年12月21日で満了となるため、同氏を再選任する案を提出し、同意されました。
- 伊奈町の消防事務を上尾市に委託することに伴う関係条例の整備に関する条例＝上尾市に消防事務を委託することに伴い、町の関係条例を整備するものです。
- 伊奈町課設置条例の一部を改正する条例＝行政需要の多様化に、より迅速に対応するため、町行政組織を改正するものです。
- 伊奈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例＝国民健康保険事業の健全な運営を図るため、国民健康保険税の課税限度額を改正するものです。
- 上尾伊奈資源循環組合規約に関する協議について＝上尾伊奈資源循環組合を設置することに関し、地方自治法の規定により、協議により規約を定めるものです。
- 町道路線の認定について＝小室字志久5332番16地先から小室字志久5332番12地先まで及び小室字丸山1028番1地先から小室字赤羽4801番2地先までを新たに町道として認定するものです。
- 町道路線の廃止について＝小室字丸山1028番1地先から小室字赤羽4801番6地先までの町道を廃止するものです。

伊奈町中小企業者事業活動支援給付金申請期限を2月28日(火)まで延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営環境に置かれている町内の中小企業者に給付金を給付します。

給付金額▶法人、個人とも一律5万円（一事業者一回限り）

申請期限▶2月28日(火)まで

主な給付条件▶

- ・町内に主たる事業所、事務所を有する中小企業者等であること。
- ・確定申告を行っていること。（原則）
- ・令和4年8月までに伊奈町内で事業を開始し、今後も継続して行う意思があること。

※申請方法等詳しくは、町ホームページをご覧ください。

☎ 元気まちづくり課 ☎ 2234



ありがとうございました



♥伊奈町くらしの会から5,317円、伊奈陶芸クラブ連盟南支部から1万円、上尾遊技業組合から10万円、D I C(株)埼玉工場・D I C労働組合埼玉工場支部から65,000円、小室観音清光寺檀信徒一同から1万円、埼玉県立伊奈学園総合高等学校生活科学系から38,800円、埼玉県立伊奈学園総合高等学校学園祭実行委員会から34,986円、匿名3件から14,633円を社会福祉に役立ててほしいとご寄附がありました。社会福祉協議会で有効に活用させていただきます。

住宅借入金等特別税額控除

住宅ローン控除

関 税務課⑨2152

所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある場合、翌年度の住民税から控除されます。

☒ 平成21年から令和7年12月31日までの間に入居し、前年の所得税から住宅ローン控除を引ききれない方（年末調整・確定申告の内容により適用されます。）

※平成19年および平成20年中に入居した方は、住民税の控除対象となりません。

○年末調整で住宅ローン控除を受ける方

勤務先から役場に提出される給与支払報告書に「住宅借入金等特別控除可能額」、「住宅借入金等特別控除の額」、「居住開始年月日」が記載されている必要があります。源泉徴収票を確認し、記載がない場合は勤務先の経理担当者などにご確認ください。

○確定申告をされる方（所得税の住宅ローン控除を受ける最初の年分の場合）

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書等必要書類を添付して税務署で確定申告してください。また、2年目以降の適用を確定申告で行う場合は、確定申告書第2表「特例適用条文等」欄に居住開始年月日の記載をしてください。

●住民税からの控除額

次の①または②のいずれか小さい額

(1)平成21年1月1日から平成26年3月31日までに入居した方

①前年分の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額

②前年分の所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）

(2)平成26年4月1日から令和3年12月31日までに入居した方

①前年分の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額

②前年分の所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）

※住宅取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税率が8%または10%の場合であり、それ以外における控除限度額は(1)と同様です。

●令和4年度税制改正による住宅ローン控除制度の見直しについて

○住宅ローン控除の適用期限を4年延長

・令和7年12月31日までに入居した方が対象です。

○2050年カーボンニュートラルの実現に向けた措置

・省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額を上乗せします。

※「認定住宅等」は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のことを指します。

・令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅につき、省エネ基準への適合を要件化します。

○会計検査院の指摘への対応と当面の経済状況を踏まえた措置等

・会計検査院の指摘への対応として控除率を0.7%（改正前：1%）としつつ、新築住宅等につき控除期間を13年へと上乗せします。

※控除期間につき、新築等の認定住宅等については令和4～7年入居につき13年とし、新築等のその他の住宅については令和4・5年入居は13年、令和6・7年入居は10年とし、既存住宅については令和4年～7年入居につき10年とします。

・住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は合計所得金額2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）とします。

・合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和します。

償却資産の申告はお済みですか

関 税務課⑨2153

法人、個人事業主（アパート経営・農業経営も対象）の方が、事業のために使用している機械・器具・備品・減価償却資産として計上している資産（家車・自家用車等を除く）等の償却資産は、1月31日(火)ま

で申告が必要です。まだお済みでない方は、至急申告をお願いします。

申告書の記入方法や、ご不明な点がございましたら、税務課までお問い合わせください。